

一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

2. 内容

○目標1

子育てを行う労働者等の職業生活環境と家庭生活との両立を支援するための雇用環境整備

<対策>

- ・ 育児休業期間中、代替要員を確保する措置を講ずる。
- ・ 就業規則の周知・啓発を図る。
- ・ 育児短時間勤務の拡充措置（小学校3年生修了までの子の養育）を周知・実施する。

○目標2

所定外労働の削減のための措置の実施

<対策>

- ・ 定時間日の徹底を図り、職員の意識改革を行う。
- ・ 一人ひとりの業務の見直しを行い、合理化・簡素化をする。

○目標3

年次有給休暇取得促進のための措置の実施

<対策>

- ・ プライベートホリデー（PH）の取得を確実に実施する。
- ・ 時間単位での年次有給休暇制度の積極的利用を図る。
- ・ 有給休暇の取得率が低い職員への注意喚起を行う。